

令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 山形市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・山形市公共交通活性化協議会における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（山形市）
 - ・山形市外に影響する公共交通の検討・協議、及び村山地域別部会への提案・協議（山形市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（山形市、事業者）
 - ・GTFS-JPの作成・提供（山形市）
 - ・本市作成のGTFS-JPを活用した市内公共交通の運行情報を市ホームページ内「山形市地図情報」へ掲載（山形市）
 - ・やまがたMaaS「らくのる」のポータルサイトにおいて、路線情報や観光情報等を掲載したデジタルマップを作成予定（山形市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（山形市）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、山形市）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入（山形市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・路線バスやコミュニティバスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・配布（山形市）
 - ・バスの乗り方教室等による公共交通利用のきっかけづくりや啓発活動を通じたモビリティマネジメントを行う（山形市、事業者）
 - ・郊外と中心部を結ぶコミュニティバス等の運行（山形市、事業者）
 - ・MaaSの導入（山形市、事業者）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の山形市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度R7年度末）
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人
 - ・山形市目標値（目標年度R7年度末）
県外12,245人、県内3,016人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の山形市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度R7年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回/人
 - ・山形市の目標値（目標年度R7年度末）
4.98回/人（直近年度の実績4.48回/人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の山形市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度R7年度末）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円（直近年度の実績5,602万8千円）

路線バス : 4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円）

コミュニティバス : 4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通 : 1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー : 1億円（直近年度の実績3,000円）

・山形市目標値（目標年度R7年度末）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス : 3,477万9千円（直近年度の実績7,070万千円）

コミュニティバス : 3,078万2千円（直近年度の実績4,995万千円）

デマンド交通 : 263万8千円（直近年度の実績332万円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

コミュニティバス高瀬線の年間利用者数 : 4,148人以上（直近年度の実績3,059人）

コミュニティバス高瀬線の収支率 : 7.3%以上（直近年度の実績6.5%）

コミュニティバス高瀬線への山形市負担額 432万8千円（直近年度の実績432万8千円）

スマイルグリーン号の年間利用者数 : 1,870人以上（直近年度の実績1,446人）

スマイルグリーン号の収支率 : 12.7%以上（直近年度の実績6.5%）

スマイルグリーン号への山形市負担額 : 282万4千円（直近年度の実績332万円）

山交ビル～関沢線の年間利用者数 : 52,164人以上（直近年度の実績52,164人）

山交ビル～関沢線の収支率 : 70.8%以上（直近年度の実績80.2%）

山交ビル～関沢線の山形市負担額 376万9千円（直近年度の実績226万千円）

山交ビル～山寺線の年間利用者数 : 52,479人以上（直近年度の実績52,479人）

山交ビル～山寺線の収支率 : 43.1%以上（直近年度の実績48.8%）

山交ビル～山寺線の山形市負担額 865万千円（直近年度の実績756万5千円）

山交ビル～新山線の年間利用者数 : 14,124人以上（直近年度の実績14,124人）

山交ビル～新山線の収支率 : 82.0%以上（直近年度の実績92.8%）

山交ビル～新山線の山形市負担額 17万9千円（直近年度の実績6万2千円）

山交ビル（県庁）関沢線の年間利用者数 : 4,660人以上（直近年度の実績4,660人）

山交ビル（県庁）関沢線の収支率 : 75.7%以上（直近年度の実績85.7%）

山交ビル（県庁）関沢線の山形市負担額 31万2千円（直近年度の実績16万千円）

山交ビル～唐松観音線の年間利用者数 : 48,267人以上（直近年度の実績48,267人）

山交ビル～唐松観音線の収支率 : 87.1%以上（直近年度の実績98.6%）

山交ビル～唐松観音線の山形市負担額 151万5千円（直近年度の実績14万4千円）

山交ビル（県庁）唐松観音線の年間利用者数 : 3,383人以上（直近年度の実績3,383人）

山交ビル（県庁）唐松観音線の収支率 : 87.5%以上（直近年度の実績98.3%）

山交ビル（県庁）唐松観音線の山形市負担額 10万千円（直近年度の実績1万2千円）

山交ビル～宝沢線の年間利用者数：68,252人以上（直近年度の実績68,252人）

山交ビル～宝沢線の収支率：86.5%以上（直近年度の実績98.3%）

山交ビル～宝沢線の山形市負担額149万千円（直近年度の実績28万1千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、山形市内高瀬地区、山寺地区、東沢地区、大郷地区、明治地区、及び当該地区と隣接する中山町及び天童市の地区の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形市公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス7路線について、その運行に係る費用総額6,547万2千円のうち、山形市から運行事業者等への補助金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を支払うこととしている。

また、コミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス7路線への上記山形市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する山形市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和4年度>

- ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
- ・ 令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
- ・ 令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和5年3月30日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

<令和5年度>

- ・ 令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

<令和4年度>

- ・ 開催なし

<令和5年度>

- ・ 令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（報告のみ）
（日付けは書面報告日）

○ 山形市公共交通活性化協議会

<令和3年度>

- ・ 令和3年5月7日（第1回）：規約の改正
- ・ 令和3年5月26日（第2回）：R2事業・収支決算、R3事業計画・収支予算、地域内フィーダー系統補助に関して
- ・ 令和4年1月19日（第3回）：地域公共交通確保維持改善事業の事業評価等

<令和4年度>

- ・ 令和4年6月2日（第1回）：地域内フィーダー系統補助について
- ・ 令和4年7月14日（第2回）：山形市地域公共交通計画に基づく取組内容について、生活交通改善事業計画の策定について

<令和5年度>

- ・ 令和5年6月16日（第1回）：地域内フィーダー系統補助について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・ 令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により山形市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、山形市公共交通活性化協議会の構成員となっている利用者代表等から意見を聴取するほか、必要に応じて地区等との意見交換会を開催することで利用者等の意見を聴取し、施策の反映につなげている。

1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付
1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県山形市旅籠町二丁目 3-25

(所 属) 山形市企画調整部公共交通課

(氏 名) 滝口 実奈

(電 話) 023-641-1212 (内線 438)

(e-mail) kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市	山寺観光タクシー株式会社 (期間:令和5年10月1日~令和6年3月31日) 未定 (期間:令和6年4月1日~令和6年9月30日)	(1) コミュニティバス高瀬線 (通学便)	高沢	高瀬駅前	高橋中学校前	往 7.3km	218	109			路線定期運行	②(1)	高瀬駅前停留所まで地域間交通ネットワーク(JR仙山線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線 (1便)(左回り)	高沢	山形駅前	高沢	往 37.9km 循環	243	243			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線 (2便)	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 23.3km	243	222			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線 (3便、4便)(右回り)	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 37.8km	243	486			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(5) 山交ビル~関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289	1,131			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル~山寺	山交ビルバスターミナル	高原荒谷橋	芭蕉記念館前	往 17.8m 復 17.6km	239	1,195			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル~新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 - 復 11.4km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル~唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	365	2,212			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(10) 山交ビル(県庁)唐松観音	山交ビルバスターミナル	県庁	唐松観音	往 - 復 9.2km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(11) 山交ビル~宝沢	山交ビルバスターミナル	水源地	宝沢	往 10.8km 復 11.0km	289	1,276			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	山交ハイヤー株式会社 (期間:令和5年10月1日~令和6年9月30日)	(12) スマイルグリーン号 (1, 3, 5, 7便)		中山町・明治・大郷地区			139	556			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形~長井線ほか8路線と接続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市	未定 (期間:令和6年10月1日~令和7年9月30日)	(1) コミュニティバス高瀬線 (通学便)	高沢	高瀬駅前	高橋中学校前	往 7.3km	218	109			路線定期運行	②(1)	高瀬駅前停留所まで地域間交通ネットワーク(JR仙山線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線 (1便)(左回り)	高沢	山形駅前	高沢	往 37.9km 循環	243	243			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線 (2便)	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 23.3km	243	222			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線 (3便、4便)(右回り)	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 37.8km	243	486			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(5) 山交ビル~関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289	1,131			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル~山寺	山交ビルバスターミナル	高原荒谷橋	芭蕉記念館前	往 17.8m 復 17.6km	239	1,195			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル~新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 - 復 11.4km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル~唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	365	2,212			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(10) 山交ビル(県庁)唐松観音	山交ビルバスターミナル	県庁	唐松観音	往 - 復 9.2km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(11) 山交ビル~宝沢	山交ビルバスターミナル	水源地	宝沢	往 10.8km 復 11.0km	289	1,276			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(R奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	山交ハイヤー株式会社 (期間:令和6年10月1日~令和7年3月31日)	(12) スマイルグリーン号 (1, 3, 5, 7便)		中山町・明治・大郷地区			139	556			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形~長井線ほか8路線と接続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市	未定 (期間:令和6年10月1日~令和7年9月30日)	(1) コミュニティバス高瀬線(通学便)	高沢	高瀬駅前	高橋中学校前	往 7.3km	218	109			路線定期運行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間交通ネットワーク(JR仙山線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線(1便)(左回り)	高沢	山形駅前	高沢	往 37.9km 循環	243	243			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線(2便)	高沢	東北中央病院	山形駅	往 23.3km	243	222			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線(3便、4便)(右回り)	山形駅	高沢	山形駅	循環 復 37.8km	243	486			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル~関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289	1,131			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル~山寺	山交ビルバスターミナル	高原荒谷橋	芭蕉記念館前	往 17.8m 復 17.6km	239	1,195			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル~新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 - 復 11.4km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル~唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	365	2,212			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(10) 山交ビル(県庁)唐松観音	山交ビルバスターミナル	県庁	唐松観音	往 - 復 9.2km	239	120			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(11) 山交ビル~宝沢	山交ビルバスターミナル	水源地	宝沢	往 10.8km 復 11.0km	289	1,276			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形~長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	未定 (期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)	(12) スマイルグリーン号(1, 3, 5, 7便)		中山町・明治・大郷地区			139	556			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形~長井線ほか8路線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	山形市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	63,208人
交通不便地域等	6,721人

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,323人	旧東沢村	山村振興法
3,267人	旧高瀬村	山村振興法
1,131人	旧山寺村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	
山形市地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

紅花バス(山形市コミュニティバス高瀬線)

運行日	平日毎日運行〔土曜日・日曜日・祝日(振替休日含む)・12/29～1/3を除く〕 ※午前7時40分発の便は、高瀬小学校・高楯中学校がともに休校の日は運休します。
運賃	<p>大人(中学生以上) 300円 一定区間だけの乗降 200円 小学生は大人運賃の半額 未就学児は無料</p> <p>一定区間は次のとおりです 高瀬・楯山地区：高沢～風間入口の間 市街地地区：鈴川ことぶき荘～山形駅前の間</p> <p>乗車時に、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示した方(介助の同行者1名を含む)と、車いすの利用者(介助の同行者2名までを含む)は、上記運賃の半額(10円未満切り上げ)になります。</p>

★コミュニティバス等専用の高齢者乗車証・子育て支援乗車証を発行しています。

詳しくは、公共交通課へお問い合わせください。

運行時刻表(令和5年4月3日～)

通学便 (上り)	午前		停留所名	午後			
	1便 (上り)	2便 (下り)		3便 (下り)	4便 (上り)	5便 (下り)	6便 (上り)
7:40	8:32	10:21	①高沢	14:35	14:48	16:35	16:48
7:45	8:35	10:18	②平石水公民館前	14:32	14:51	16:32	16:51
7:47	8:37	10:16	③平石水	14:30	14:53	16:30	16:53
7:49	8:39	10:39	④鶯の木十字路	14:28		16:28	
	8:40	10:40	⑤上鶯の木多目的集会所前	14:27		16:27	
	8:43	10:43	⑥上切畑神明神社前	14:24		16:24	
	8:45	10:45	⑦下切畑集会所前	14:22		16:22	
	8:48	10:48	⑧下鶯ノ木公民館前	14:19		16:19	
	8:50	10:50	⑨休石八幡神社前	14:17		16:17	
	8:52	10:52	⑩元高瀬公民館前	14:15		16:15	
7:53	8:53	10:53	⑪高瀬小学校前	14:14		16:14	
7:54	8:54	10:54	⑫高瀬駅前	14:13		16:13	
	8:55	10:55	⑬田中	14:12		16:12	
	8:58	10:58	⑭大森住宅前	14:09		16:09	
	9:00	11:00	⑮大森	14:07		16:07	
	9:01	11:01	⑯二本堂	14:06		16:06	
	9:03	11:03	⑰中里	14:04		16:04	
	9:04	11:04	⑱高楯中学校前	14:03		16:03	
	9:05	11:05	⑲法伝寺前	14:02		16:02	
	9:06	11:06	⑳風間	14:00		16:00	
	9:07	11:07	㉑風間入口	13:59		15:59	
	9:14	11:14	㉒鈴川ことぶき荘	13:53		15:53	
	9:18	11:18	㉓東北中央病院	13:49		15:49	
	9:20	11:20	㉔双月町	13:47		15:47	
	9:27	9:58	㉕市役所前	13:40	15:10	15:40	17:10
	9:29	9:56	㉖七日町 上り:済生館西側 下り:旧大沼デパート前	13:38	15:13	15:38	17:13
	9:31	11:31	㉗NHK前		15:15		17:15
	9:34	9:52	㉘山交ビル前	13:34	15:18	15:34	17:18
	9:36	9:50	㉙山形駅前	13:32	15:20	15:32	17:20

※(A)～(E)の区間は引き続き乗車することができます。(山形駅前および高沢で10分程度の調整時間あり)

- ㉕市役所前は、上り線は6番のりば、下り線は3番のりばになります。
- ㉙山形駅前、は、2番線のりばになります。
- 高沢から法伝寺前の区間は、自由乗降区間として停留所以外の場所でも自由に乗降できる区間になります。乗車の際は手をあげてお知らせください。ただし、午前7時40分発の便を除きます。
- ㉗NHK前は、下りの便は停車しません。
- ㉑風間、㉒風間入口の停留所は、鈴川ことぶき荘・東北中央病院にて降車する方のみ乗車できます。また、鈴川ことぶき荘・東北中央病院から乗車した方のみ降車できます。

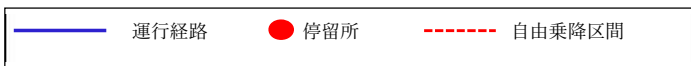
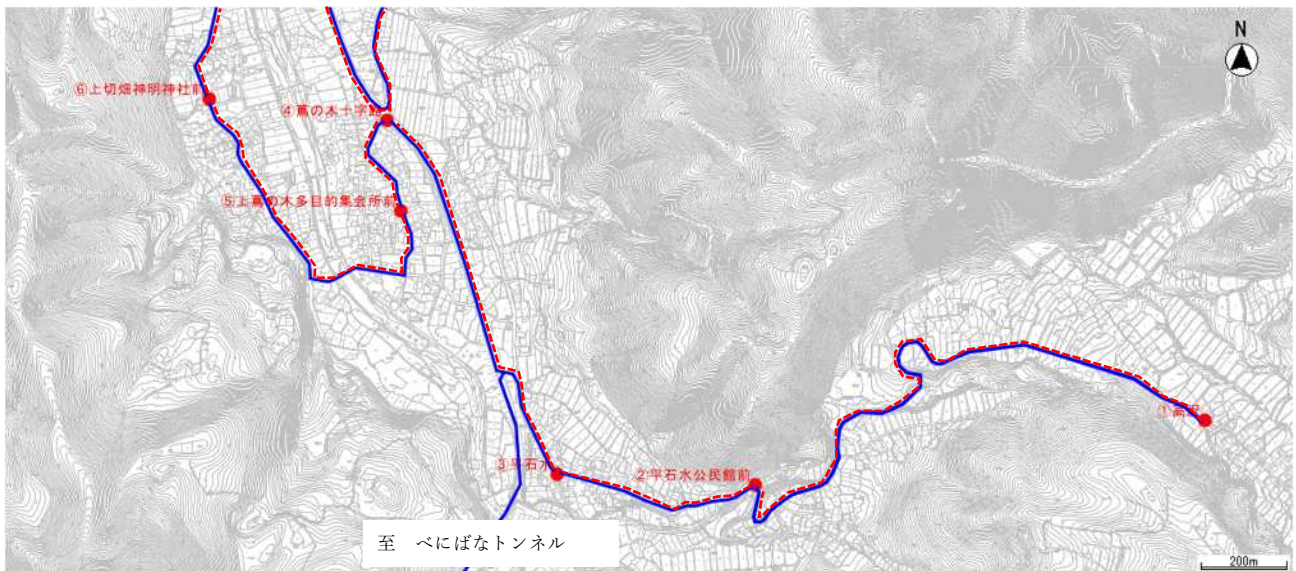
【お問い合わせ先】
 山形市役所 公共交通課
 ☎641-1212(代表)

コミュニティバス高瀬線 運行経路図



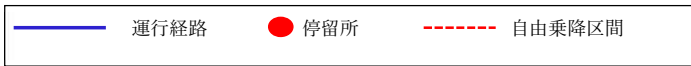
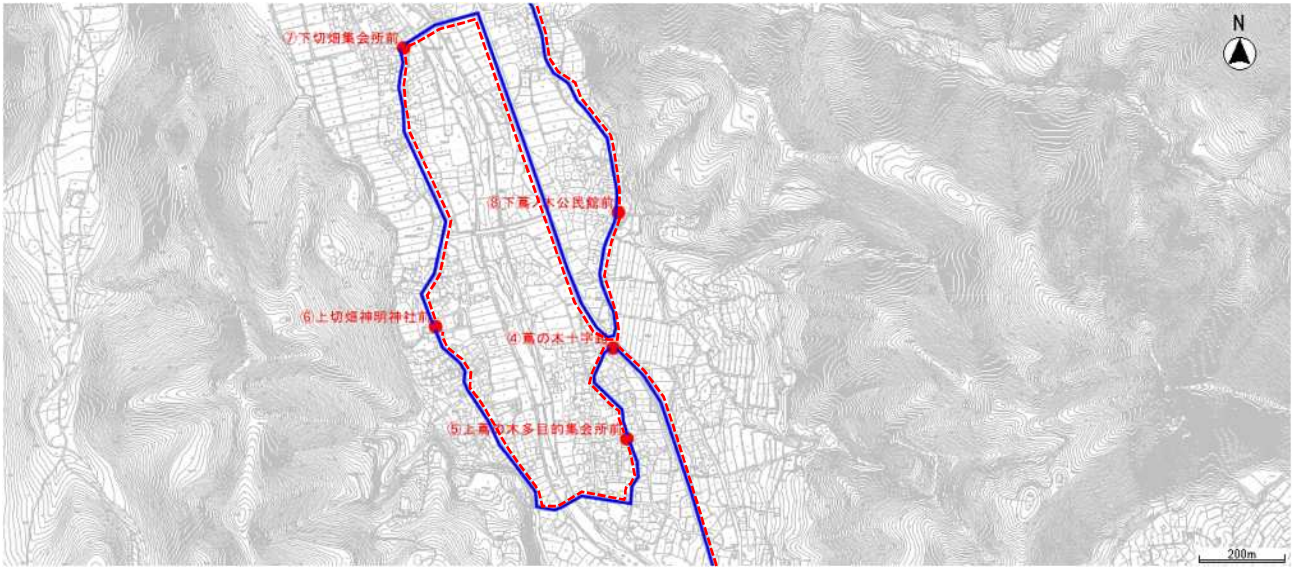
1-1

コミュニティバス高瀬線 運行経路図



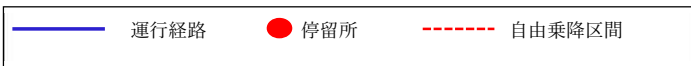
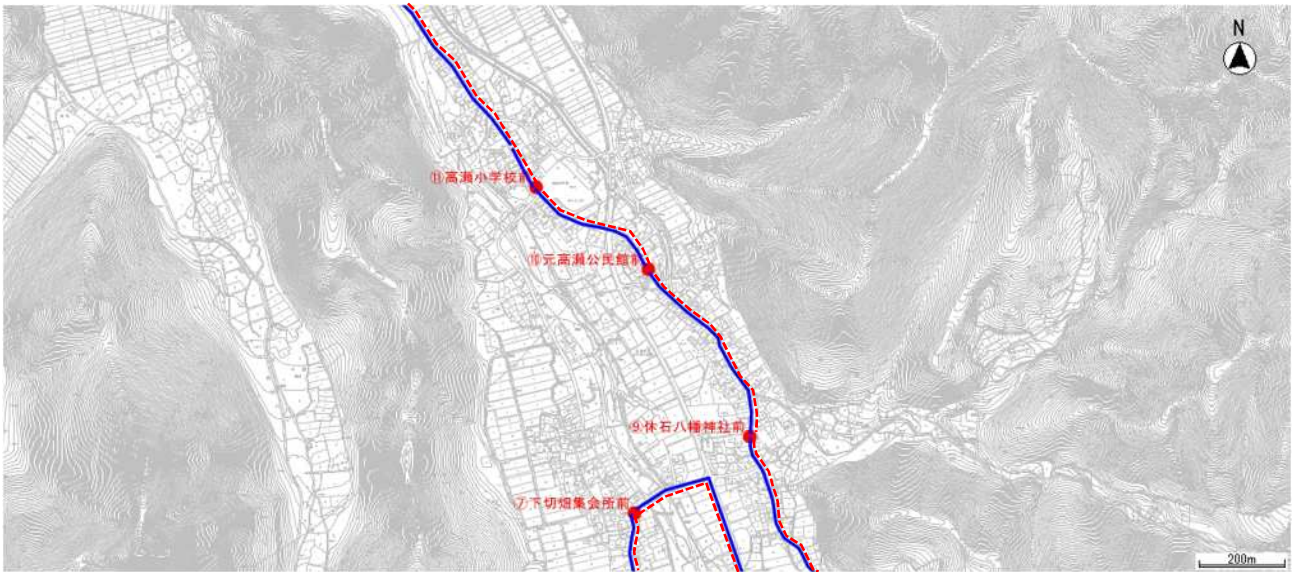
1-2

コミュニティバス高瀬線 運行経路図



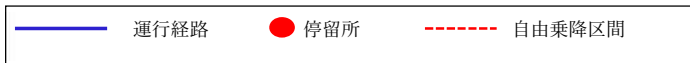
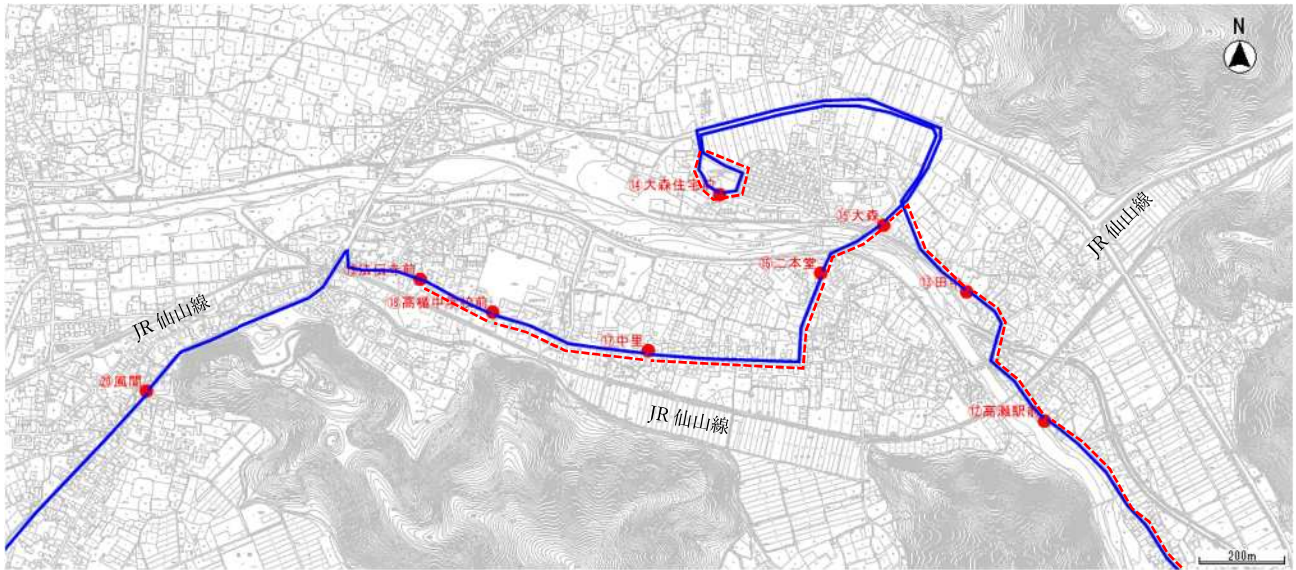
1-3

コミュニティバス高瀬線 運行経路図



1-4

コミュニティバス高瀬線 運行経路図



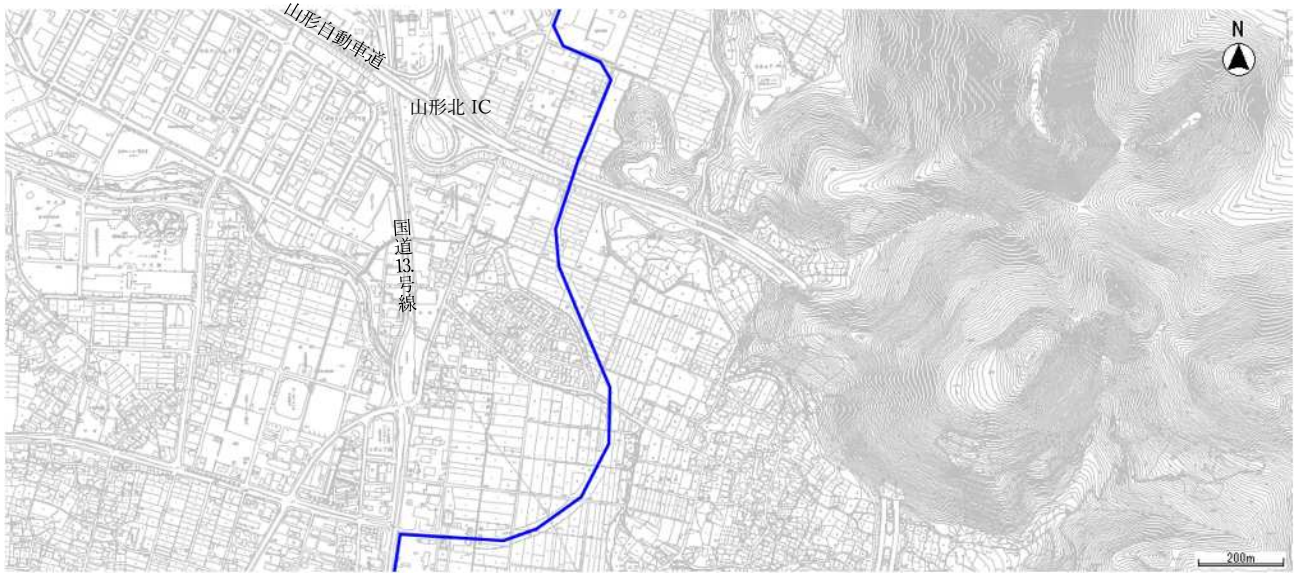
1-5

コミュニティバス高瀬線 運行経路図



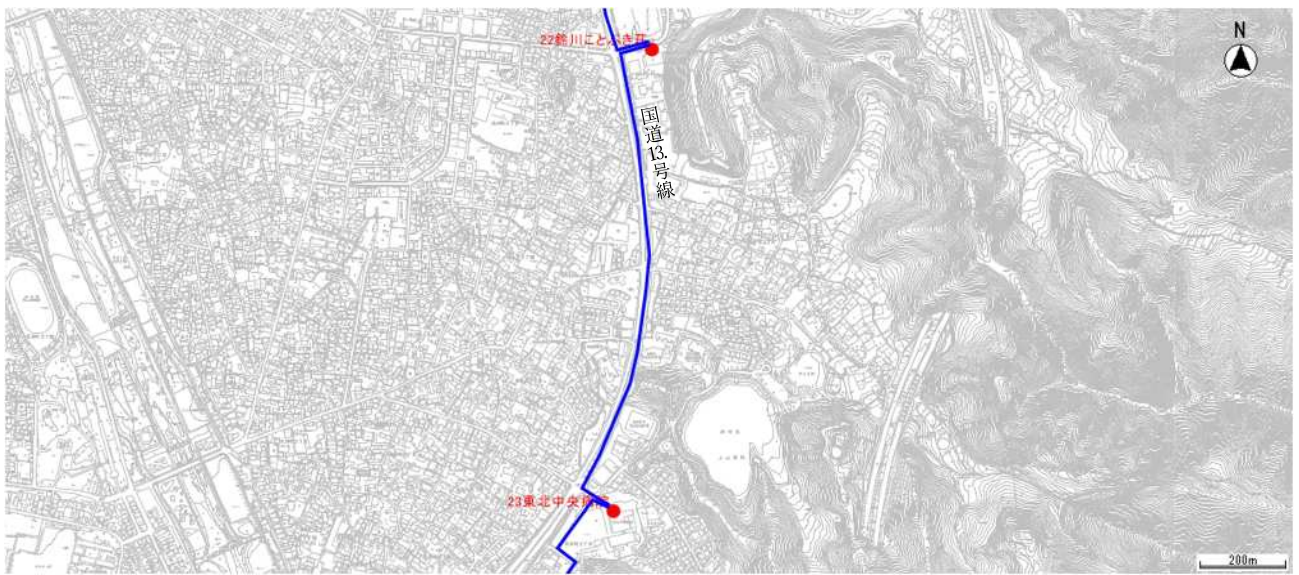
1-6

コミュニティバス高瀬線 運行経路図



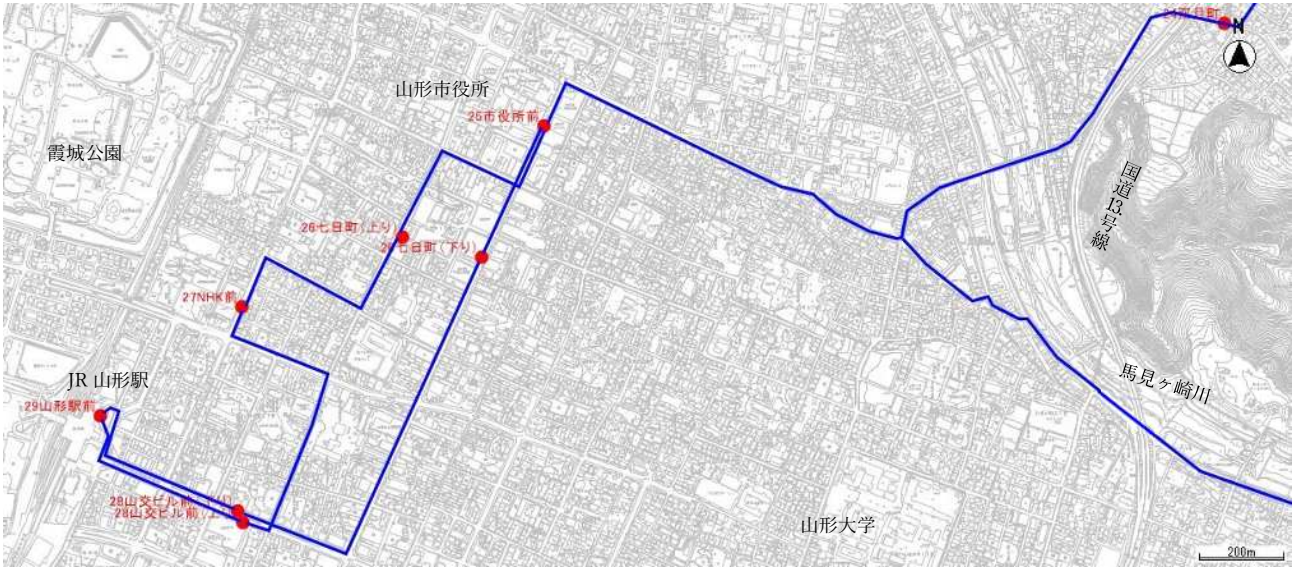
1-7

コミュニティバス高瀬線 運行経路図

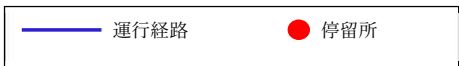


1-8

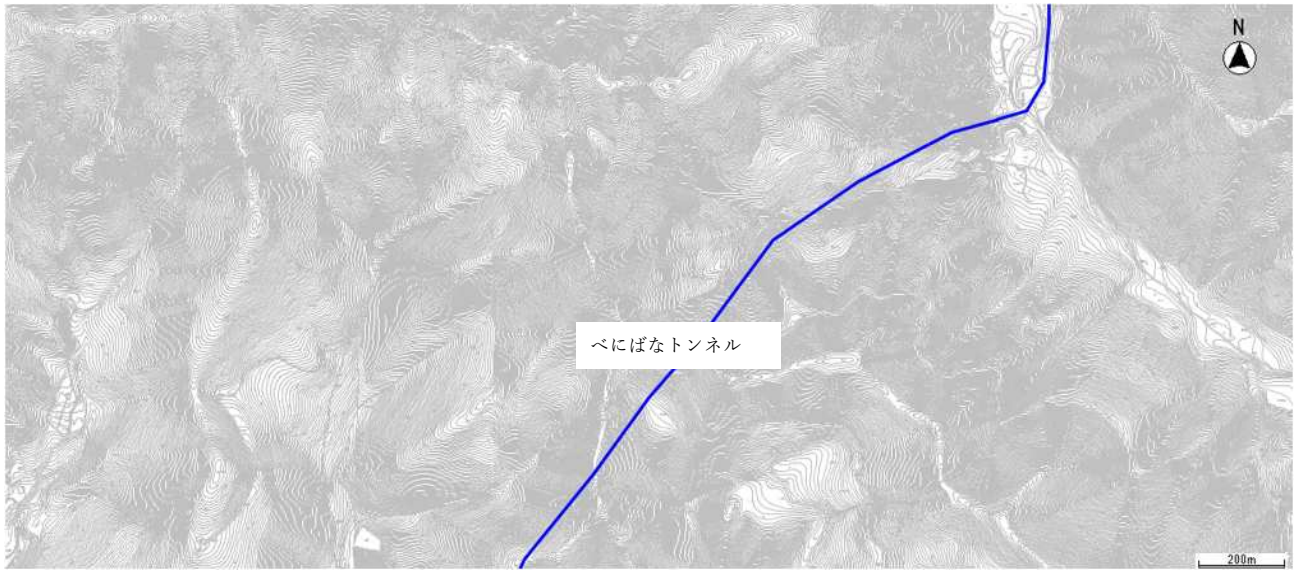
コミュニティバス高瀬線 運行経路図



コミュニティバス高瀬線 運行経路図

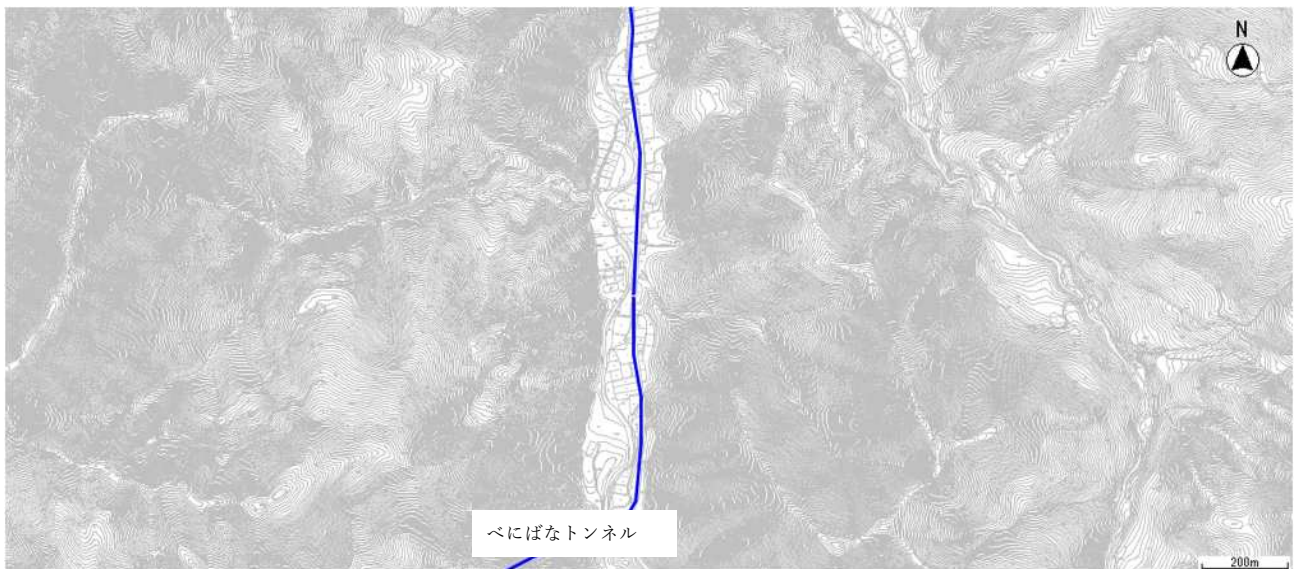


コミュニティバス高瀬線 運行経路図



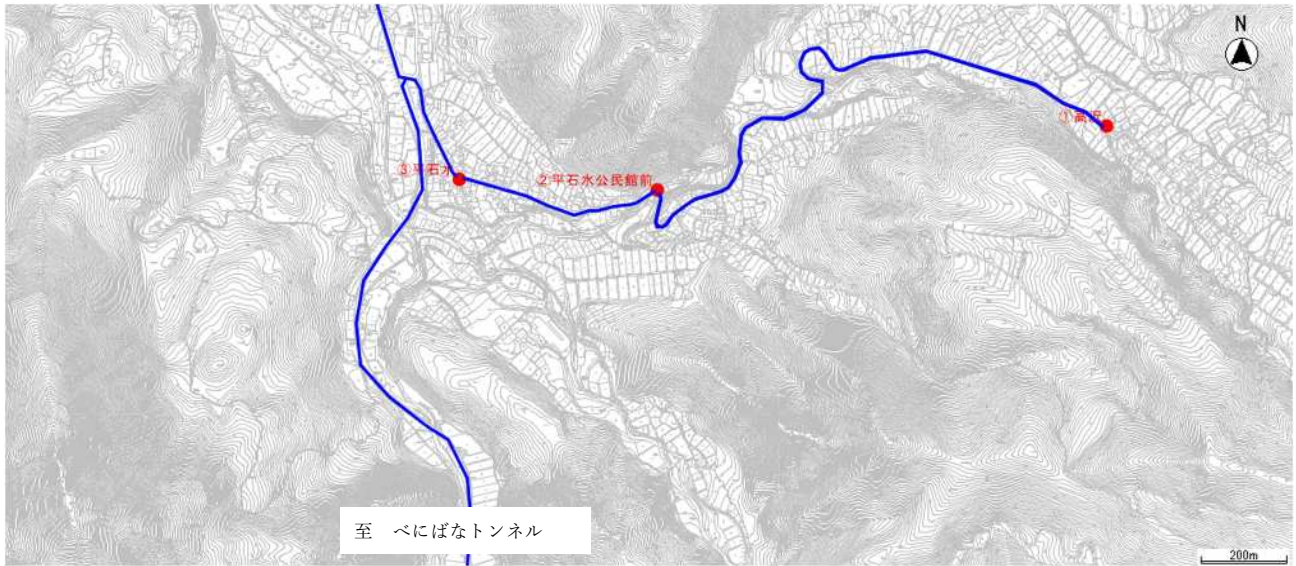
1-11

コミュニティバス高瀬線 運行経路図

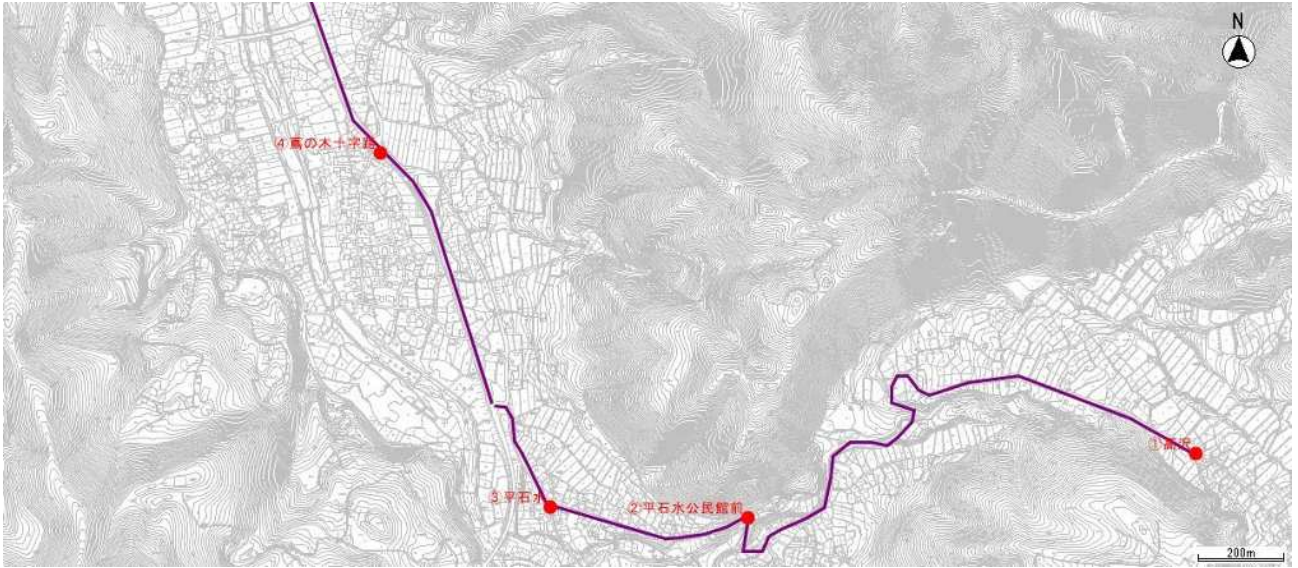


1-12

コミュニティバス高瀬線 運行経路図



コミュニティバス高瀬線 運行経路図（通学便）



2-1

コミュニティバス高瀬線 運行経路図（通学便）



2-2

デマンド型乗合タクシー

スマイルグリーン号

令和4年4月1日発行(保存)



☺ 主要病院まで乗り継ぎなし

☺ 月・水・金の完全予約制



スマイルグリーン号は、山形市の
大郷明治交通サービス運営協議会が運営する
デマンド型乗合タクシーです。

乗車する便とバス停を事前に予約し、他の
利用者と乗り合わせて目的地に向かいます。

(予約のないところには停まりません)

ご利用の仕方

利用会員登録(初回のみ)

ご利用いただくにはまず会員登録が必要です。

下記の場所で受付いたしますので、直接来庁いただくか、電話又はFAXでお申し込みください。

山形市民の方

明治コミュニティセンター内
大郷明治交通サービス運営協議会

電話 023-684-7333

中山町民の方

中山町役場(2階)
総合政策課 まちづくり推進グループ

電話 023-662-5176

※氏名・住所・連絡先・生年月日・利用頻度・最寄りのバス停をお聞きいたします。

※登録完了まで数日かかる場合があります。

1 利用予約

ご利用の日時が決まったら、電話又はFAXで予約します。

【スマイルグリーン号予約センター】

(山交ハイヤー株式会社内)

☎ 023-681-3809

FAX 023-681-1570

◇予約は、利用する前日の夜7時までにお願ひします

(定員が予約に満たない場合に限り、第1便は当日朝5時まで、

第2便以降は当日朝7時まで予約が可能です)

◇予約の変更・キャンセルの場合は必ず、一時間以上前までに予約センターへご連絡ください

中山明子です。○月○日の第○便(○時の便)に乗りたいです。
～のバス停から乗って、～までお願いします!

2 バス停から乗車

発車の目安時刻までにご予約のバス停でお待ちください。

3 目的地到着

車内で運賃を支払います。

時刻表・バス停

デマンド型乗合タクシー

スマイルグリーン号

時刻は目安です。予約・道路状況によって変わりますので、
予約時またはドライバーにご確認ください。

行き (山形市中心部方面)

番号	バス停留所名	行き		
		第1便	第3便	第8便
501	いずみ (ゆ・ら・ら前)	7:35	9:50	16:50
502	町立図書館			
503	JR長崎駅前 (秋葉医院前)			
504	ライズ (ヤマザワ中山店)	7:40	9:55	17:00
505	上町 (安達歯科医院前)			
506	中山町役場	7:45	10:00	17:05
507	旭町 (安藤医院前)			
508	旭町東 (小松石材店前)			
509	文新田北 (生活改善センター)			
510	あおば (しぶや歯科医院前)			
1~14	明治地区内			
15~24	明治・成安地区内	7:50	10:05	17:10
25	渋江真福寺前駐車場			
26~29	渋江・天神町地区内	7:55	10:10	17:15
34	大郷コミュニティセンター前			
35~37	東中野地区	8:05	10:20	
201	かとう内科クリニック			
202	ヤマザワ漆山店			
203	県立中央病院	8:15	10:30	
30~33	見崎地区内			
101	済生病院	8:20	10:35	
102	イオン山形北店			
103	ヨークベニマル山形嶋店	8:30	10:45	
305	山形市役所前			
304	七日町 (旧大沼デパート前)	8:35	10:50	
303	済生館			
302	NHK前	8:50	11:15	
301	山形駅前			
		8:55	11:20	
		9:00	11:25	

帰り (明治・大郷地区、中山町方面)

番号	バス停留所名	帰り			
		第2便	第5便	第7便	第9便
301	山形駅前		11:55	14:15	16:35
302	NHK前				
303	済生館				
304	七日町 (旧大沼デパート前)				
305	山形市役所前				
103	ヨークベニマル山形嶋店				
102	イオン山形北店				
101	済生病院				
30~33	見崎地区内				
203	県立中央病院				
202	ヤマザワ漆山店				
201	かとう内科クリニック				
35~37	東中野地区	12:05	14:25	16:45	
34	大郷コミュニティセンター前				
26~29	渋江・天神町地区内	12:25	14:45	17:05	
25	渋江真福寺前駐車場				
15~24	明治・成安地区内	12:30	14:50	17:10	
1~14	明治地区内				
510	あおば (しぶや歯科医院前)	12:35	14:55	17:15	
509	文新田北 (生活改善センター)				
508	旭町東 (小松石材店前)	12:45	15:05	17:25	
507	旭町 (安藤医院前)				
506	中山町役場	12:50	15:10	17:30	
505	上町 (安達歯科医院前)				
504	ライズ (ヤマザワ中山店)	13:00	15:20	17:40	
503	JR長崎駅前 (秋葉医院前)				
502	町立図書館	10:00	13:10	15:30	17:50
501	いずみ (ゆ・ら・ら前)				
		10:05	13:15	15:35	17:55
		10:15	13:20	15:40	
		10:20	13:25	15:45	
		10:25	13:30	15:50	

◇運行日 月・水・金 (予約のない日は運行しません)

◇運休日 祝日、8月13~17日、12月29日~1月3日

運賃

区分	運行発着地	明治地区	大郷地区	経由地	山形市中心市街地
		・石澤さん宅前～大日堂前 ・秋葉さん宅前～渋江真福寺前駐車場 (1～16・23～25)	・三沢さん宅前～板垣さん宅南側 ・大郷コミュニティセンター前～中野(八幡)神社前 ・天神町集会所前～安藤さん宅前 (17～22・34～37・28～33)	かとう内科クリニック前・ヤマザワ漆山店・県立中央病院・済生病院・イオン山形北店・ヨークベニマル山形嶋店前 (201・202・203・101・102・103)	山形市役所・七日町(済生館前)・NHK前・山形駅 (305・304・303・302・301)
大人	中山町 ゆらら～あおば (501～510)	200円	—	500円	600円
	明治・大郷(成安・東中野)地区 石澤さん宅前～北川さん宅南 大郷コミュニティセンター前～中野(八幡)神社前 (1～27・34～37)	200円 (2・8便を除く)	200円 (2・8便を除く)	300円	500円
	大郷(天神町・見崎)地区 天神町集会所前～安藤さん宅前 (28～33)	200円 (2・8便を除く)	200円 (2・8便を除く)	200円	500円
	小学生(大人運賃の半額)、未就学児(無料)				
子ども					
その他	・身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示した方(介助の同行者1名を含む)(大人運賃の半額) ・車いすの利用者(介助の同行者2名までを含む)(大人運賃の半額) ・500円券(6回分)を1,800円で購入できる回数券を設定する ・上記に記載する以外の区域内利用料金(200円)				

便利でお得な回数券 (6回券 1,800円)

- ◇車内で販売しております
- ◇1枚で500円分の区間まで乗車できます
(回数券の払い戻し、おつりはありません)
- ◇600円区間では100円を追加でお支払いください

【スマイルグリーン号予約センター】

(山交ハイヤー株式会社内)

☎ 023-681-3809

FAX 023-681-1570



【お問合せ】

◇ 大郷明治交通サービス運営協議会(明治コミュニティセンター内)

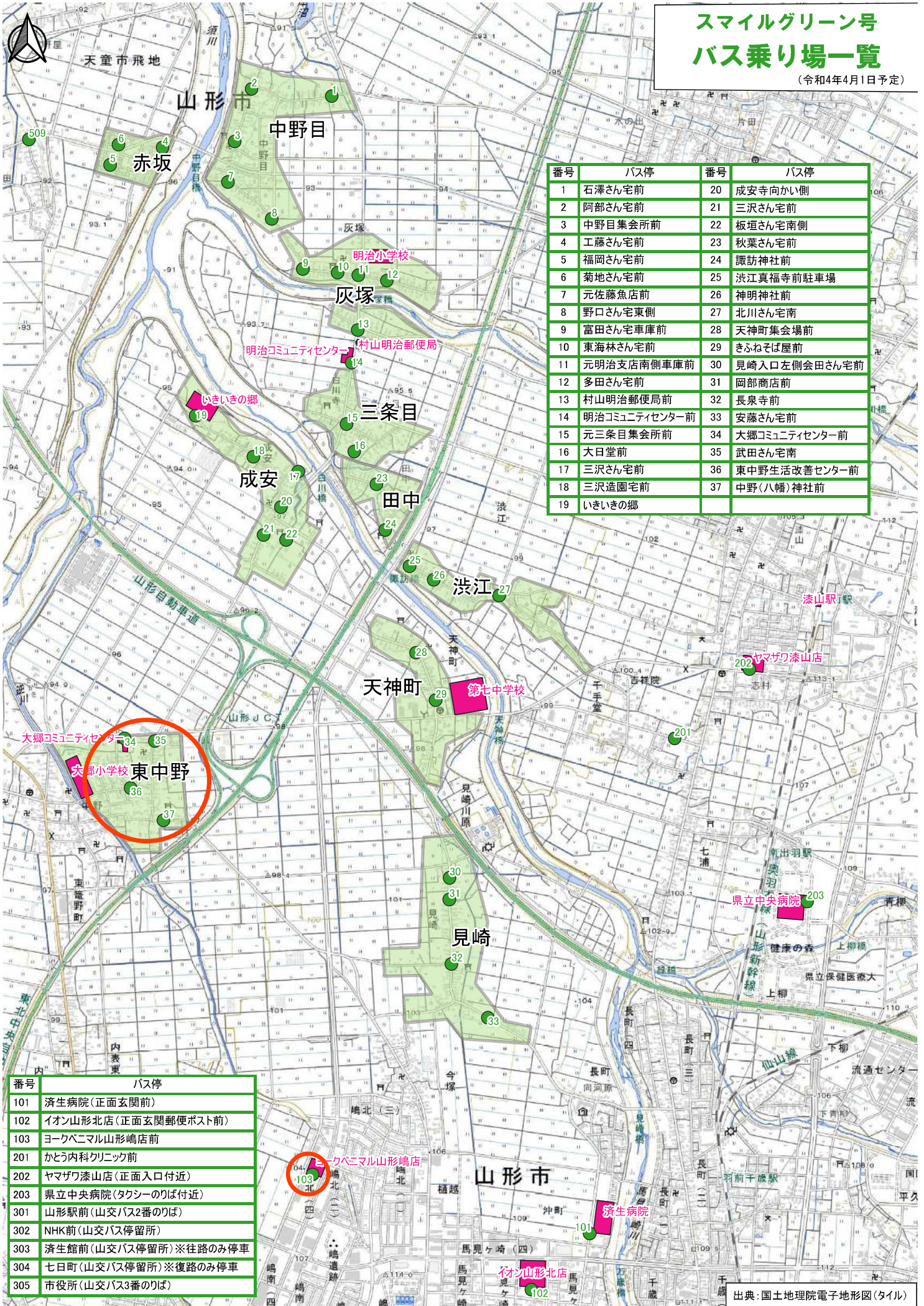
☎ 023-684-7333 FAX 023-684-2899

◇ 中山町総合政策課 まちづくり推進グループ

☎ 023-662-4271 FAX 023-662-5176

スマイルグリーン号 バス乗り場一覧

(令和4年4月1日予定)

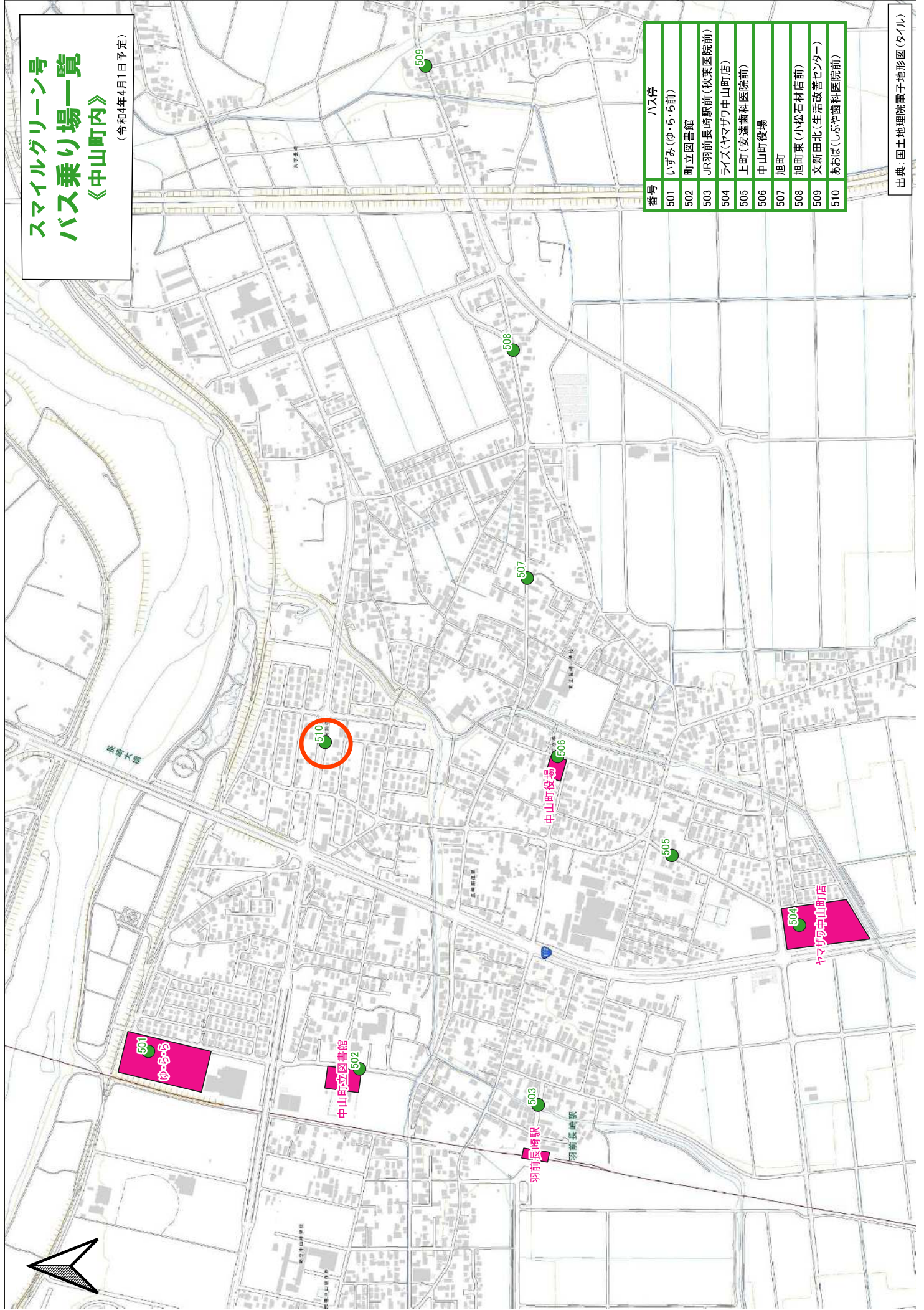


番号	バス停	番号	バス停
1	石澤さん宅前	20	成安寺向かい側
2	阿部さん宅前	21	三沢さん宅前
3	中野目集会所前	22	板垣さん宅南側
4	工藤さん宅前	23	秋葉さん宅前
5	福岡さん宅前	24	諏訪神社前
6	菊地さん宅前	25	渋江真福寺前駐車場
7	元佐藤魚店前	26	神明神社前
8	野口さん宅東側	27	北川さん宅南
9	富田さん宅車庫前	28	天神町集会場前
10	東海林さん宅前	29	きふねそば屋前
11	元明治支店南側車庫前	30	見崎入口左側会田さん宅前
12	多田さん宅前	31	岡部商店前
13	村山明治郵便局前	32	長泉寺前
14	明治コミュニティセンター前	33	安藤さん宅前
15	元三條目集会所前	34	大郷コミュニティセンター前
16	大日堂前	35	武田さん宅南
17	三沢さん宅前	36	東中野生活改善センター前
18	三沢造園宅前	37	中野(八幡)神社前
19	いきいきの郷		

番号	バス停
101	済生病院(正面玄関前)
102	イオン山形北店(正面玄関郵便ポスト前)
103	ヨークベニマル山形嶋店前
201	かとう内科クリニック前
202	ヤマザワ漆山店(正面入口付近)
203	県立中央病院(タクシーのりば付近)
301	山形駅前(山交バス2番のりば)
302	NHK前(山交バス停留所)
303	済生館前(山交バス停留所)※往路のみ停車
304	七日町(山交バス停留所)※復路のみ停車
305	市役所(山交バス3番のりば)

スマイルグリーン号 バス乗り場一覧 《中山町内》

(令和4年4月1日予定)



番号	バス停
501	いずみ(ゆ・ら・5前)
502	町立図書館
503	JR羽前長崎駅前(秋葉医院前)
504	ライス(ヤマザワ中山町店)
505	上町(安達歯科医院前)
506	中山町役場
507	旭町
508	旭町東(小松石材店前)
509	文新田北(生活改善センター)
510	あおば(しづや歯科医院前)

山交ビル→県庁北口・唐松観音・宝沢・関沢(土曜)

Table with 14 columns (行先番号, E12, E32, E31, E32, E30, E31, E32, E32, E30, E31, E30, E30, E30) and multiple rows listing bus routes and arrival times.

関沢・宝沢・唐松観音・県庁北口→山交ビル(土曜)

Table with 14 columns (行先番号, C4, and 13 empty columns) and multiple rows listing bus routes and arrival times.

山交ビル→県庁北口・唐松観音・宝沢・関沢(日祝日)

行先番号	E12	E30	E30	E30	E30	E30	E30	E30	E30	E30
	県	唐	唐	唐	唐	唐	唐	唐	唐	唐
山交ビル	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:15
山形駅前	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:17
NHK前	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:19
霧城公園前	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:20
美術館前	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:21
旅館町四辻	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:22
旭銀座	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:24
七日町四丁目	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:26
小白川至誠堂病院前	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:27
小白川一丁目	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:28
八小南	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:29
小白川四丁目	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:30
ジャパ入口	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:30
頭加智地蔵尊前	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:31
松原口	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:31
小白川五丁目	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:32
水源地	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:33
あさひ町東	9:28	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県庁北口	9:29	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生長の家前	...	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	18:34
妙見寺	...	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:35
東沢コミュニティセンター前	...	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:36
東沢郵便局前	...	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:37
釈迦堂	...	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:37
法来寺前	...	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:38
防原	...	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:38
唐松の杜入口	...	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:40
唐松観音	...	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:40
蔵王口
雷神社前
座禅堂
下宝沢
上宝沢
住吉神社前
宝沢
滑川住宅前
滑川集会所前
上滑川
ゆきざわ橋
新山
新山公民館前
第一養鰯場前
新山釣堀前
岩の沢
関沢口
関沢

関沢・宝沢・唐松観音・県庁北口→山交ビル(日祝日)

行先番号	C4									
関沢
関沢口
岩の沢
新山釣堀前
第一養鰯場前
新山公民館前
新山
ゆきざわ橋
上滑川
滑川集会所前
滑川住宅前
宝沢
住吉神社前
上宝沢
下宝沢
座禅堂
雷神社前
蔵王口
唐松観音	7:33	8:33	9:43	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	17:13
唐松の杜入口	7:33	8:33	9:43	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	17:13
防原	7:35	8:35	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	17:15
法来寺前	7:35	8:35	9:45	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	17:15
釈迦堂	7:36	8:36	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	17:16
東沢郵便局前	7:36	8:36	9:46	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	17:16
東沢コミュニティセンター前	7:37	8:37	9:47	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	17:17
妙見寺	7:38	8:38	9:48	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	17:18
生長の家前	7:40	8:40	9:50	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	17:20
県庁北口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15
あさひ町東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15
県庁北口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水源地	7:41	8:41	9:51	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	17:21
小白川五丁目	7:41	8:42	9:52	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	17:22
松原口	7:42	8:43	9:53	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	17:23
頭加智地蔵尊前	7:42	8:43	9:53	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	17:23
ジャパ入口	7:43	8:44	9:54	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	17:24
小白川四丁目	7:43	8:44	9:54	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	17:24
八小南	7:44	8:45	9:55	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	17:25
小白川一丁目	7:45	8:46	9:56	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	17:26
小白川至誠堂病院前	7:46	8:47	9:57	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	17:27
七日町四丁目	7:47	8:48	9:58	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	17:28
七日町三丁目	7:48	8:50	10:00	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	17:30
山形市役所前	7:50	8:52	10:02	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	17:32
旅館町四辻	7:51	8:54	10:04	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	17:34
霧城公園前	7:52	8:55	10:05	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	17:35
NHK前	7:53	8:56	10:06	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	17:36
鈴らん街	7:54	8:57	10:07	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	17:37
山交ビル	7:57	9:00	10:10	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	17:40

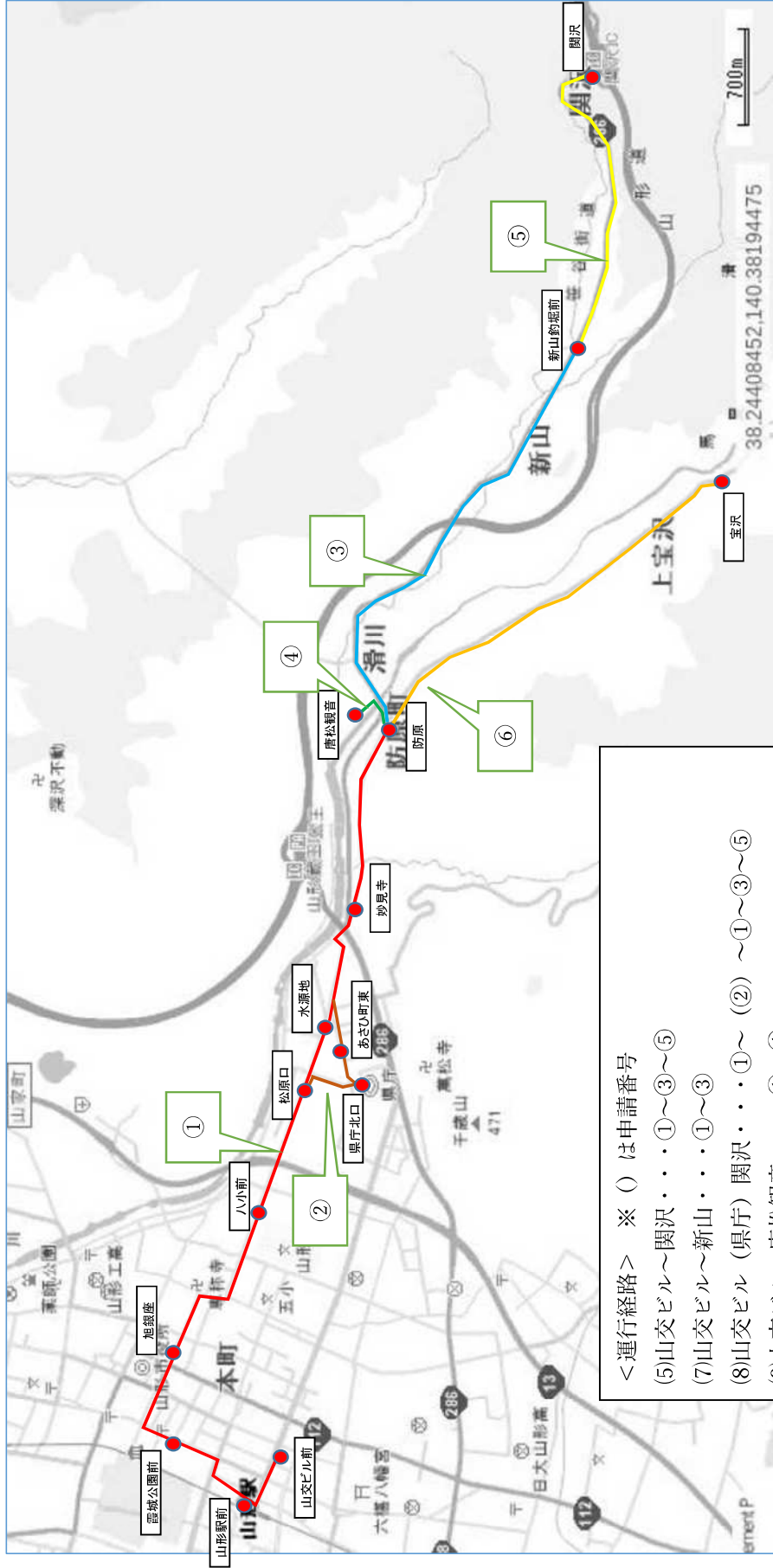
山交ビル→(高原)→山寺(平日)※土日祝日は運休

行先番号	D56				
山交ビル	9:35	11:35	13:35	15:30	17:25
山形駅前	9:37	11:37	13:37	15:32	17:27
NHK前	9:39	11:39	13:39	15:34	17:29
霞城公園前	9:40	11:40	13:40	15:35	17:30
美術館前	9:41	11:41	13:41	15:36	17:31
旅籠町四辻	9:42	11:42	13:42	15:37	17:32
山形市役所前	9:45	11:45	13:45	15:40	17:35
新築西通り	9:47	11:47	13:47	15:42	17:37
葉師堂	9:48	11:48	13:48	15:43	17:38
印役一丁目	9:49	11:49	13:49	15:44	17:39
神明神社前	9:50	11:50	13:50	15:45	17:40
印役寺前	9:51	11:51	13:51	15:46	17:41
鈴川小学校口	9:52	11:52	13:52	15:47	17:42
鈴川ことぶき荘	9:53	11:53	13:53	15:48	17:43
高原上	9:55	11:55	13:55	15:50	17:45
高原公民館前	9:56	11:56	13:56	15:51	17:46
高原団地前	9:57	11:57	13:57	15:52	17:47
高原口	9:58	11:58	13:58	15:53	17:48
押出	9:59	11:59	13:59	15:54	17:49
青野	10:00	12:00	14:00	15:55	17:50
鷺の森	10:01	12:01	14:01	15:56	17:51
風間入口	10:03	12:03	14:03	15:58	17:53
風間新橋	10:04	12:04	14:04	15:59	17:54
風間ガード下	10:05	12:05	14:05	16:00	17:55
高砂	10:06	12:06	14:06	16:01	17:56
大森	10:07	12:07	14:07	16:02	17:57
立谷川工業団地口	10:08	12:08	14:08	16:03	17:58
荒谷橋	10:09	12:09	14:09	16:04	17:59
八千代台団地	10:10	12:10	14:10	16:05	18:00
上荒谷	10:11	12:11	14:11	16:06	18:01
福田園	10:12	12:12	14:12	16:07	18:02
中地藏	10:13	12:13	14:13	16:08	18:03
追分	10:14	12:14	14:14	16:09	18:04
山寺宮崎	10:15	12:15	14:15	16:10	18:05
芦沢口	10:16	12:16	14:16	16:11	18:06
芭蕉橋	10:16	12:16	14:16	16:11	18:06
山寺駅前	10:17	12:17	14:17	16:12	18:07
芭蕉記念館前	10:19	12:19	14:19	16:14	18:09

山寺→(高原)→山交ビル(平日)※土日祝日は運休

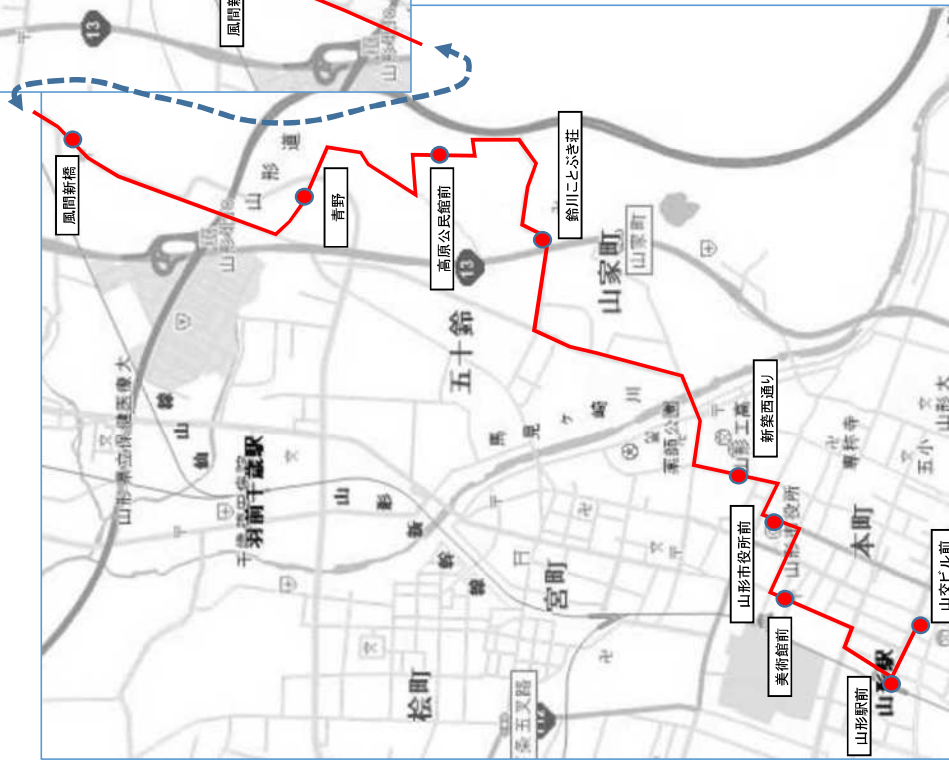
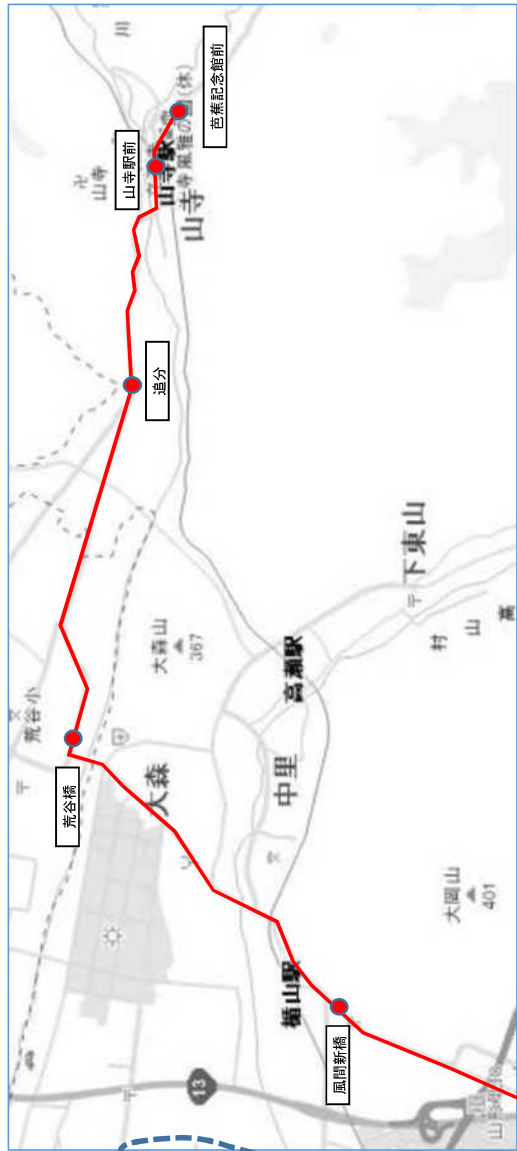
行先番号	C4				
芭蕉記念館前	7:00	10:40	12:40	14:40	16:35
山寺駅前	7:01	10:41	12:41	14:41	16:36
芭蕉橋	7:02	10:42	12:42	14:42	16:37
芦沢口	7:02	10:42	12:42	14:42	16:37
山寺宮崎	7:03	10:43	12:43	14:43	16:38
追分	7:03	10:43	12:43	14:43	16:38
中地藏	7:04	10:44	12:44	14:44	16:39
福田園	7:04	10:44	12:44	14:44	16:39
上荒谷	7:05	10:45	12:45	14:45	16:40
八千代台団地	7:05	10:45	12:45	14:45	16:40
荒谷橋	7:05	10:45	12:45	14:45	16:40
立谷川工業団地口	7:07	10:47	12:47	14:47	16:42
大森	7:08	10:48	12:48	14:48	16:43
高砂	7:09	10:49	12:49	14:49	16:44
風間ガード下	7:11	10:51	12:51	14:51	16:46
風間新橋	7:12	10:52	12:52	14:52	16:47
風間入口	7:13	10:53	12:53	14:53	16:48
鷺の森	7:15	10:55	12:55	14:55	16:50
青野	7:16	10:56	12:56	14:56	16:51
押出	7:17	10:57	12:57	14:57	16:52
高原口	7:18	10:58	12:58	14:58	16:53
高原団地前	7:19	10:59	12:59	14:59	16:54
高原公民館前	7:20	11:00	13:00	15:00	16:55
高原上	7:21	11:01	13:01	15:01	16:56
鈴川ことぶき荘	7:23	11:03	13:03	15:03	16:58
鈴川小学校口	7:24	11:04	13:04	15:04	16:59
印役寺前	7:25	11:05	13:05	15:05	17:00
神明神社前	7:26	11:06	13:06	15:06	17:01
印役一丁目	7:27	11:07	13:07	15:07	17:02
葉師堂	7:28	11:08	13:08	15:08	17:03
新築西通り	7:30	11:10	13:10	15:10	17:05
山形市役所前	7:33	11:13	13:13	15:13	17:08
旅籠町四辻	7:35	11:15	13:15	15:15	17:10
霞城公園前	7:36	11:16	13:16	15:16	17:11
NHK前	7:37	11:17	13:17	15:17	17:12
鈴らん街	7:38	11:18	13:18	15:18	17:13
山交ビル	7:41	11:21	13:21	15:21	17:16

路線バス 運行経路図 (山交ビル～唐松観音、宝沢、関沢方面)

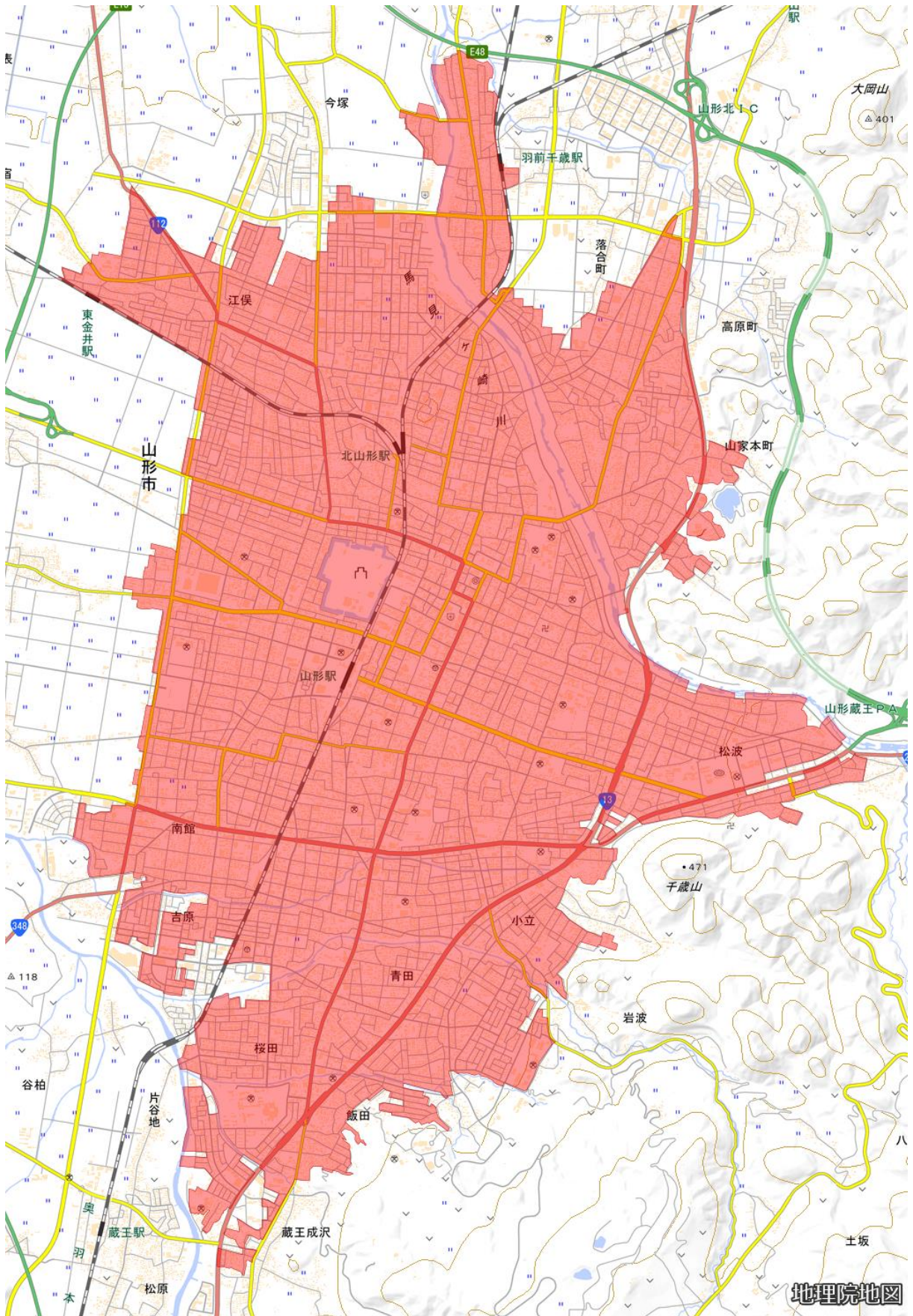


<運行経路> ※ () は申請番号
 (5)山交ビル～関沢・・・①～③～⑤
 (7)山交ビル～新山・・・①～③
 (8)山交ビル (県庁) 関沢・・・①～ (2) ～①～③～⑤
 (9)山交ビル～唐松観音・・・①～④
 (10)山交ビル (県庁) 唐松観音・・・①～ (2) ～①～④
 (11)山交ビル～宝沢・・・①～⑥

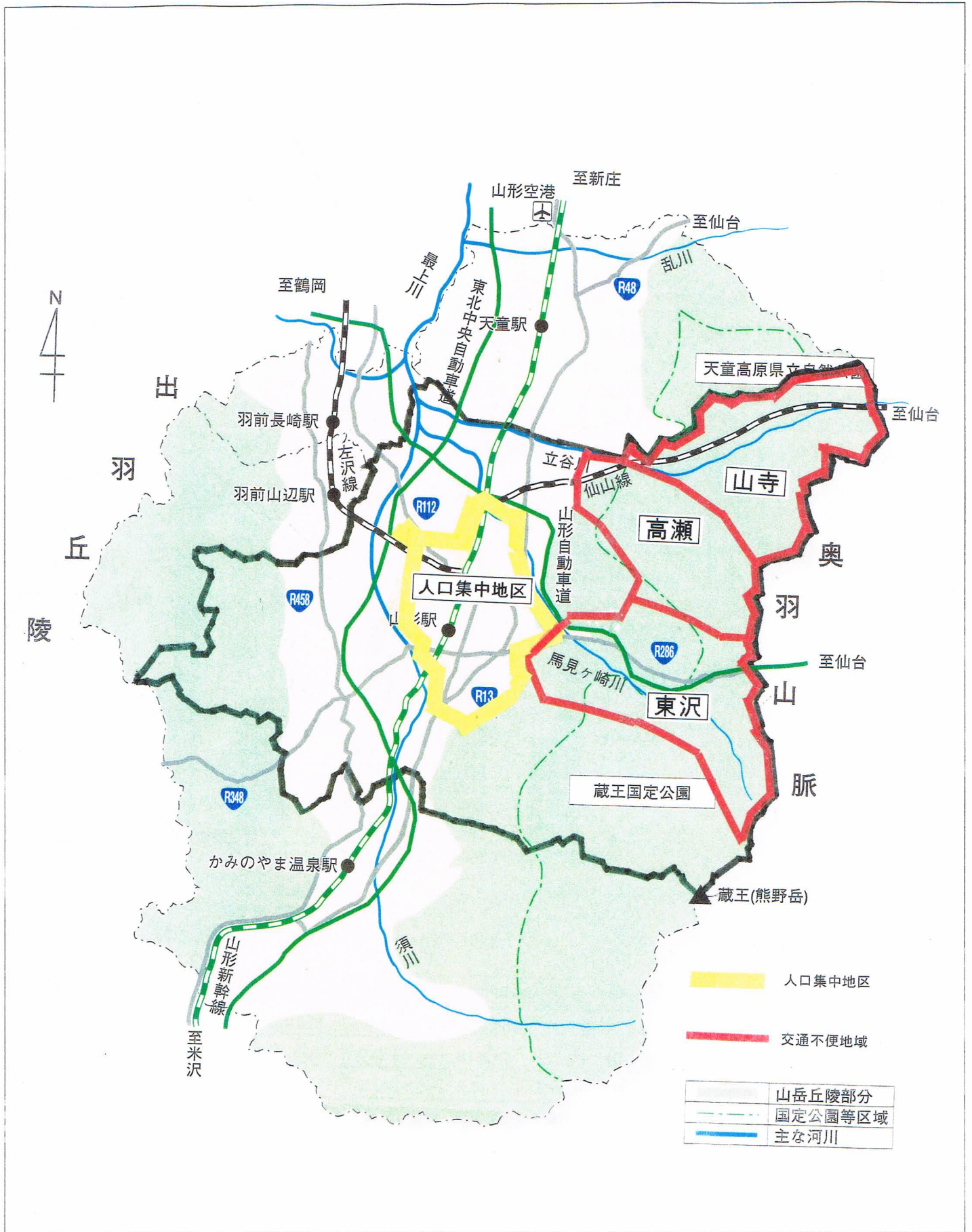
路線バス 運行経路図 (6)山交ビル～山寺)



【人口集中地区 拡大図】



地図



- 人口集中地区
- 交通不便地域

	山岳丘陵部分
	国定公園等区域
	主な河川

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	中山町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	10,746
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

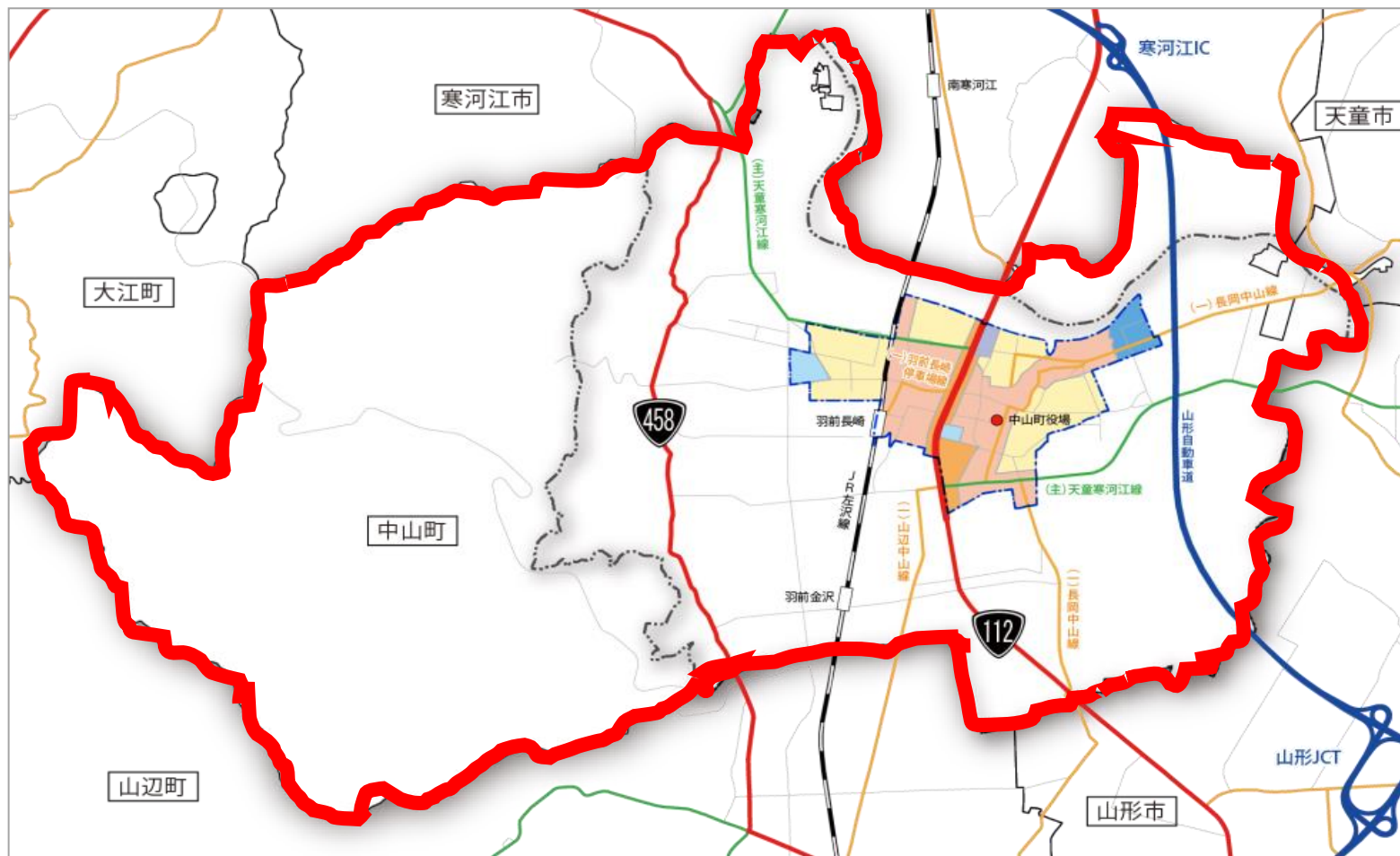
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



—— 人口集中地区以外